

「プラント等増加費用特約」Q&A

2015年1月制度創設

【対象保険種】

貿易一般保険包括保険（設備財）
貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）

日本貿易保険

（最終更新日 2022年6月24日）

目次

| | | |
|----|--------------------|---|
| 1. | 対象契約にかかるご質問 | 1 |
| 2. | てん補事由・てん補危険にかかるご質問 | 1 |
| 3. | てん補対象費用にかかるご質問 | 2 |
| 4. | 保険価額・保険金額にかかるご質問 | 4 |
| 5. | 保険料計算にかかるご質問 | 4 |
| 6. | 保険金請求にかかるご質問 | 5 |
| 7. | 重大な内容変更等にかかるご質問 | 5 |
| 8. | その他のご質問 | 6 |
| 9. | お問い合わせ先 | 6 |

本書は「プラント等増加費用特約」に関してお寄せいただくお問合せをまとめたものです。貿易保険のお申込み時にご活用ください。なお、本書は2022年7月1日以降に保険契約を締結するものについて適用されますので、ご注意ください。

1. 対象契約にかかるご質問

Q1. 現地での建設工事を含まない機器の供給契約はプラント等増加費用特約の対象となりますか。

A1. 輸出契約等が機器の供給のみの契約である場合は、プラント等増加費用特約の対象にはなりません。輸出契約等にプロジェクトサイトでの据付工事等が含まれている場合に同特約の対象となります。

Q2. プロジェクト実施国に所在する現地子会社とコンソーシアムを組み、両者連名で同国の政府公団と EPC 契約を締結しました。我が社の担当スコープはオフポーシヨン (Engineering と Procurement)、現地子会社の担当スコープはオンポーシヨン (Construction) です。現地工事は我が社の担当スコープ外ですが、このようなケースで工事が中断した場合の損失を、プラント等増加費用特約でてん補することは可能ですか。

A2. 現地子会社と連名で一本の EPC 契約を締結している場合には、現地子会社の担当スコープである現地工事が中断したことにより、被保険者である日本企業がてん補対象費用を新たに負担すべきこととなったときは、その損失をプラント等増加費用特約でてん補することが可能です。連名契約の相手方が現地子会社以外の外国企業等である場合も同様です。

2. てん補事由・てん補危険にかかるご質問

Q3. てん補事由には、テロ等及び自然災害がありますが、いずれか一方のみを選択することは可能ですか。

A3. 可能です。また、両方を選択いただくことも可能です。両方を選択した場合の保険料率は、いずれか一方を選択した場合の料率算出の際に適用する係数の 2 倍の係数を適用します。適用料率は、「貿易保険の保険料率等に関する規程」において具体的に規定しています。

Q4. 「プラント建設工事等の中断」とはどのような状態をいいますか。例えば作業はストップしたが人員は残っている場合、又は本体工事は行っていないものの、一部確認作業等の付随的な作業を行っている場合には「中断」にはあたりませんか。

A4. 建設工事の主要部分が工事継続不能な状況に陥ったことを以て「中断」と判断します。ただし、実際には様々な発生事象が考えられますので、個々の事象毎に実態に照らし合わせて判断することになります。

Q5. プラント建設工事サイトそのものは直接的な被害を受けていないものの、近隣において内乱に相当する事象が発生し、安全確保のため邦人を緊急帰国させる際の費用はてん補対象となりますか。

A5. 例えば、当該内乱の発生を受け外務省から退避勧告が出た場合などで、プラント建設工事を中断することがやむを得ない場合など、内乱の発生と建設工事中断の間に相当因果関係があると認められる場合には、てん補対象となります。

Q6. 同一国の他のプラント建設サイトがテロリストの襲撃に遭ったことを受け、保険対象のプラント建設サイトについては直接的な影響を受けていないものの、Contractor側の自主的な判断により、工事中断を決めるような場合は、てん補対象となりますか。

A6. Contractor側の自主的な判断により工事中断を決定するような場合は、テロ等の発生と建設工事中断の間に相当因果関係があるとは言えず、また、プラント建設工事の主要部分が工事継続不能な状況に陥ったとまでは言えないものと考えられますので、てん補対象にはなりません。

Q7. プラント建設工事等の「中断」と判断されるための要件として、対象となる事象がEPC契約上のフォースマジュール条項に該当し、輸出契約等の相手方に対してフォースマジュール宣言を行うことは必要となりますか。

A7. 輸出契約等の相手方に対してフォースマジュール宣言を行うことは必ずしも「中断」のための要件ではなく、事由の発生と建設工事中断との間の因果関係の有無により判断します。

Q8. プラント建設工事等の「中断日」はどのようなエビデンスを以て判定しますか。

A8. 現地報道（ニュース報道）、外務省の退避勧告やお客様からの状況説明等を元に判定することを想定しています。

Q9. プラント建設工事等の「中断」は、工事の「再開」を前提としていますか。

A9. 建設工事が「中断」後、工事を「再開」するケースのみならず、そのまま中止するケースもてん補対象となります。

3. てん補対象費用にかかるご質問

Q10. プラント等増加費用特約でてん補される費用はどのようなものですか。

A10. 本特約におけるてん補対象費用は、「プラント等増加費用特約」の第4条において具体的に規定しています。

Q11. プラント建設サイトからの避難費用には、具体的にどのようなものが含まれますか。

A11. 「プラント建設サイトからの避難費用」は、避難に必要な「移動費用」を対象にしています。移動手段の関係で、やむを得ず第三国で滞在せざるを得ない場合の滞在費なども含まれます。また、移動に伴う諸々の雑費（通信費等）も、当該移動に必要不可欠と認められる範囲内であれば対象になります。

Q12. 「輸出貨物等を輸送することを内容とする契約の解除に伴う賠償金又は違約金の支払に要する費用」は、具体的にどのような費用が該当しますか。

A12. テロ等又は自然災害の発生により、プラント等の現地建設工事が中断したことによって、貨物を船積することが出来ないために、手配済みの海上輸送契約等をキャンセルする場合のキャンセル費用等が該当します。

Q13. 「輸出貨物等を輸送することを内容とする契約の変更に伴い新たに負担することとなった運賃」は、具体的にどのような費用が想定されますか。

A13. 例えば、テロ等又は自然災害の発生により、プラント等の現地建設工事が中断したことによって、貨物を予定通り船積することが出来ないために、手配済みの海上輸送契約等を変更した場合に発生する運賃の増加額が想定されます。

Q14. 中断期間中に発生する「建設機械や従業員施設の賃借料」は、具体的にどのような費用が想定されますか。

A14. 例えば、建設工事中断前に現地のリース会社等と締結した建設機械や従業員施設のリース契約に基づいて、「工事が中断している」にもかかわらず発生するリース料などが想定されます。

Q15. 「サブコントラクター等において発生する人件費」とは、具体的にどのような費用が想定されますか。

A15. 例えば、建設工事中断前に現地の下請け業者と締結した請負契約に基づいて、「工事が中断している」にもかかわらず、一定期間下請け業者との契約を継続せざるを得ない場合等に発生する、下請け業者に対し支払う雇用維持のための（出来高ベースではない）人件費等を想定しています。

Q16. 「安全確保のための設備等を設置する費用」とは、具体的にどのような費用が想定されますか。

A16. 建設工事中断後、工事を再開するにあたり、バリケード、警報設備、避難用シェルターなどの設備等を「設置」するための費用が想定されます。この場合、例えば、テロ等又は自然災害により物理的損害を受けた設備等を「改修」するための費用は対象になりません。また、工事再開に伴い警備員を増やすなどの「ソフト面」での費用はてん補対象ではなく、設備等の「ハード面」での費用がてん補対象となります。

Q17. 「建設工事再開に係る再動員費用」とは、具体的にどのような費用が想定されますか。

A17. 建設工事中断後、工事を再開することに伴い、プロジェクトサイトにスタッフが赴任する際の渡航費用が想定されます。赴任のための移動の過程で発生する雑費などは当該移動のために必要不可欠と認められる範囲内で対象となります。

Q18. プラント建設工事再開を決定する前の段階で、本社の社員が事前調査のため建設サイトを訪れる際の渡航費用は、「プラント建設工事再開に係る再動員費用」に該当しますか。

A18. 工事再開を決定する前の事前調査等は、業務再開の一部を構成するものと考えられますので、「再動員費用」に該当します。

Q19. てん補危険である、「プラント建設工事等が中断したことにより、てん補対象費用を新たに負担すべきこととなった」の「新たに負担すべきこととなった」の解釈について教えてください。

A19. プラント建設工事等が中断後、新たに締結した契約に基づき発生する費用のみならず、中断前に締結した契約（建設機械のレンタル契約やサブコンとの契約）に基づき、工事が中断しているにもかかわらず、中断期間中にその負担を余儀なくされる費用も、「新たに負担すべきこととなった」費用として解釈します。但し、中断前に締結した EPC 契約やサブコン契約において、Contractor 側又はサブコン側が負担する旨が明記されている費用については、同費用は「新たに負担すべきこととなった」費用とは見なされませんので、てん補対象外となります。

Q20. 契約相手方と締結した EPC 契約にて、「工事が中断した場合に発生する費用は契約相手方が負担する。」旨が明記されています。実際に工事が中断し、中断期間中に発生した費用を契約相手方に請求したところ、支払を拒否されました。このような場合、結果的に被保険者が負担した費用はプラント等増加費用特約でてん補されますか。

A20. EPC 契約などにおいて、中断期間中の発生費用を契約相手方が負担すべき旨が予め明記されている場合は、同費用はてん補対象とならず、実際の損失額から控除されます。（プラント等増加費用特約第 5 条。）

4. 保険価額・保険金額にかかるご質問

Q21. 本特約の保険価額は、契約金額から頭金などの船積前受領分の金額を控除したものになりますか。

A21. 頭金など船積前受領分の金額は控除せずに、契約金額そのものが保険価額となります。

Q22. 付保率は、案件毎に、20%、30%など柔軟に設定することは可能ですか。

A22. 付保率は 10%までの範囲内で任意に設定することが可能です。

Q23. 付保率を任意設定する場合、どの程度細かい指定が可能でしょうか。1%刻み、0.5%刻みといったルールはありますか。

A23. 小数点第 1 位までで任意の率をご指定ください。

5. 保険料計算にかかるご質問

Q24. 保険料計算期間は「対象工事開始予定日」から「対象工事終了予定日」となっていますが、これらの日付は被保険者が任意に設定可能ですか。

A24. 契約相手方と締結した EPC 契約等における工事予定スケジュールをベースに、保険契約者・被保険者が任意に設定することが可能です。

Q25. 契約相手方の所在国又は支払国の国カテゴリーとの優劣にかかわらず、技術等提供地の国カテゴリーが適用されるのはなぜですか。

A25. 戦争、革命、内乱、テロなど又は自然災害によるプラント建設工事中断にかかる費用をてん補する保険ですので、支払人の所在する国ではなく、建設工事が行われる

技術提供地（仕向国）の国カテゴリーを適用するものです。

6. 保険金請求にかかるご質問

Q26. 事故確定日は「てん補対象費用の支出が終了した日」とありますが、工事中断から工事再開・終了まで数年間を要する場合も想定されます。このような場合でも、事故確定日までは保険金請求が出来ないのですか。

A26. ご理解の通り、事故確定日は、工事再開・終了後、てん補対象費用が確定し、当該費用の支出が終了した日となり、保険金請求は事故確定日以降（9月以内）に行っていただくこととなります。一方で、工事再開・終了前であっても、てん補対象費用の支出累計額にてん補率（97.5%）を乗じた金額が保険契約上の保険金額に達した場合には、その時点が事故確定日となり、保険金請求を行っていただくことが可能です。

7. 重大な内容変更等にかかるご質問

Q27. 内容変更等通知期限はプラント等増加費用特約独自の期限が適用されますか。

A27. プラント等増加費用特約における内容変更等通知期限は、「対象工事終了予定日＋3ヶ月」です。一方で、本体契約における内容変更等通知期限は、「最終決済予定日＋Allowance期間」ですので、プラント等増加費用特約独自の期限が適用されます。

Q28. 保険料計算期間は「対象工事開始予定日から対象工事終了予定日」となっていますが、この予定日が確定したことに伴う保険契約の内容変更は必要ですか。

A28. 「対象工事開始予定日」と「対象工事終了予定日」は、保険申込時に被保険者が締結した EPC 契約等における工事予定スケジュールをベースに、任意の日を設定していただきます。「対象工事終了予定日の3月以上の延期」は重大な内容変更等に該当しますので、保険契約締結後に当該予定日が3月以上延期となった場合であって、保険契約の変更を行う場合には、内容変更等の手続きを行っていただくこととなります。（重大な内容変更等に関する義務については、本体契約と同じ基準が適用されます。）

Q29. 対象工事開始予定日、対象工事終了予定日に変更となったことに伴い、本特約についても変更を行う場合の手続きを教えてください。

A29. 貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）の「変更事由」欄に対象工事開始予定日、対象工事終了予定日に変更となった旨と、変更後の各予定日を記載の上、ご提出ください。設備財包括保険であれば手続細則（一般案件）の「別紙様式第2-1」、技術提供契約等包括保険であれば「別紙様式第2-3」が該当する様式となります。

Q30. 契約金額が当初の5%増額となりました。重大な内容変更等には該当しないので、任意で内容変更等の通知を行う予定ですが、プラント等増加費用特約のみ契約金

額の増額を行うことは可能でしょうか。また、逆に、本体契約のみ契約金額の増額を行うことは可能でしょうか。

A30. 内容変更等（重大な内容変更等を含む）の通知を行う場合、契約金額の増額のように、本体契約とプラント等増加費用特約の双方の保険契約内容に影響を与える内容変更等の場合には、内容変更等の通知が任意であるか否かを問わず、本体契約及びプラント等増加費用特約の双方について保険契約を変更する必要があります。

Q31. 対象工事終了予定日を3月以上延期することになりました。今回の終了予定日の延期は本体契約の保険契約内容には影響を与えず、プラント等増加費用特約のみの重大な内容変更等に該当します。この場合、プラント等増加費用特約第7条第1項に従い、引受基準外案件であっても事前の承認申請は不要と理解しますが、仮に、通知のタイミングが内容変更等通知期限（終了予定日+3ヶ月）以降となる場合であっても、事前の承認申請は不要であり、通知のみで保険契約変更は可能でしょうか。

A31. 対象工事終了予定日の3月以上の延期のように、プラント等増加費用特約のみの重大な内容変更等だけを通知する場合、本特約の内容変更等通知期限までの期間に行われる通知であれば、事前の承認申請は不要ですが、当該内容変更等通知期限以降に通知を行う場合は、約款第22条第8項に基づき、事前の承認申請が必要です。

8. その他のご質問

Q32. 保険申込み時に、民間損保の保険でカバーしている保険内容の提示は必要ですか。

A32. 保険申込時には民間損保の保険内容のご提示は不要です。一方、保険事故の際の保険金査定時に、民間損保からの支払保険金がある場合、これを損失額から控除（プラント等増加費用特約第5条）することになりますので、保険金請求の際に提示いただくことが必要です。

Q33. 損失発生通知はいつまでに提出すればよいでしょうか。

A33. 損失の発生を知った日（対象工事にかかるてん補対象費用の支出が終了した日又は当該支出額の累計額が保険金額に達した日のいずれか早い日）から原則として45日以内にご提出いただく必要があります。

9. お問い合わせ先

| ご利用の保険種 | 本店 |
|-------------------|--|
| 包括保険（設備財・技術提供契約等） | 営業第一部 輸出保険第一グループ TEL: 03-3512-7664/7667 |